

株式売買委託手数料実態調査（第3回）（概要）

平成14年3月15日
日本証券業協会

1. 調査の目的

株式売買委託手数料調査については、完全自由化（平成11年10月1日）後、第1回調査（平成12年1月）を実施し、さらに第2回調査（平成13年1月）を行ったが、今回調査は、これに続く第3回に当たるものであり、完全自由化後における手数料の推移を把握するための資料とするものである。

2. 調査時期

平成14年1月10日～26日

3. 調査対象会社

証券会社	291社
機関投資家	233社

4. アンケート調査回答社数

証券会社	196社（回答率67.4%）
機関投資家	165社（"70.8%）

5. 調査結果の概要

証券会社に対する調査結果

証券会社に対しては、対外的に公表されている標準的な手数料設定方式、手数料率・手数料額及び割引制度（通信取引（電話・FAXによる取引）について異なる手数料を設定している場合も含む。）について、アンケート調査を行い、また、別途、インターネットを経由するオンライン取引について、証券会社が開設するホームページを閲覧してその手数料設定方式、手数料率・手数料額等について個人投資家向け料率の調査を行った結果である。

○ 前回調査時との比較

- ・ 対面取引、通信取引、オンライン取引のそれぞれにおける株式売買委託手数料率（平均）をみると、前回調査時（昨年1月）と同様に、全体的には対面取引、通信取引、オンライン取引の順に低くなっている（図1の ）。
- ・ 前回調査時と比較すると、対面取引における手数料率は、約定代金1億円までは、前回調査時とほぼ同水準である（図1の ）。
- ・ しかし、手数料割引制度についてみると、特に割引制度を持たないと回答した社が40.2%から28.2%に減少しており、また、「支払い手数料額」、「預り資産額」、「月次報告利用の有無」、「総合口座等開設の有無」等による割引に加え、「その他」（他社との競合状況や取引額等を考慮したり、複数の条件を組み合わせる等の回答を行った社が多い。）顧客のタイプに合わせた様々な工夫を行っており、前回調査時よりも実質的に手数料を割り引いている状況が見受けられる（図3）。

この調査レポートのいかなる部分も一切の権利は日本証券業協会に帰属しており、本協会の許可なく複製または転載等を行わないようお願いいたします。

- ・ 通信取引における手数料率は、全体的に前回調査時よりやや下回っており、特に約定代金 1,000 万円近辺の場合において前回調査時からの低下率が高くなっている（約定代金 1,000 万円の場合においては約 6 %低下しており、約定代金 100 万円の場合においては約 3 %低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 2 %低下している。）（図 1 の ）

- ・ オンライン取引における手数料率は、全体的に前回調査時よりやや下回っている。この傾向は、約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（約定代金 100 万円の場合においては約 3 %低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 12 %低下している。）（図 1 の ）

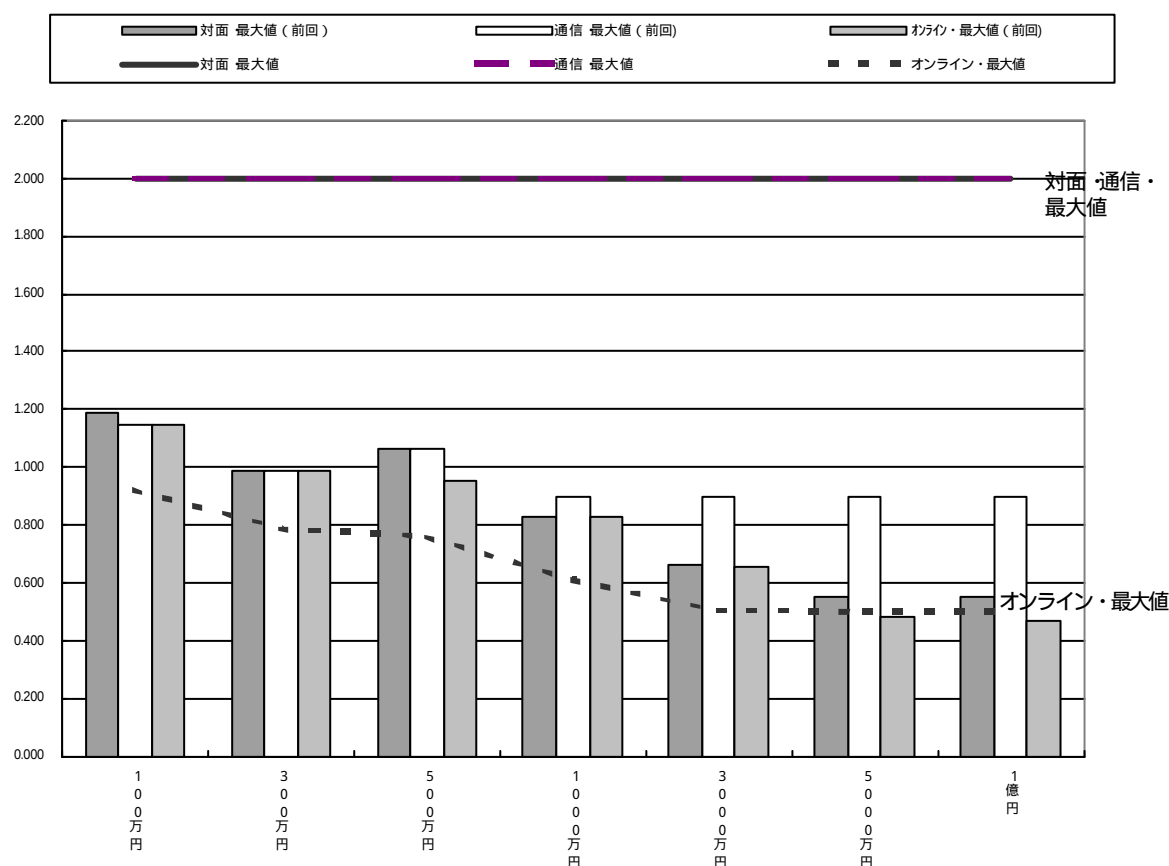
○ 自由化前の水準との比較

- ・ 自由化前の水準(固定手数料率)と比較すると、対面取引における手数料率（平均）は、全体的に自由化前の水準をやや下回っており、約定代金が高くなるほど自由化前の水準より低下する傾向にある。例えば、約定代金 100 万円においては自由化前の水準の 95 %程度であるが、約定代金 5,000 万円においては自由化前の水準の 80 %程度となっている。また、通信取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の 65 %程度、オンライン取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の 30 %以下となっている（図 2 の「平均」）

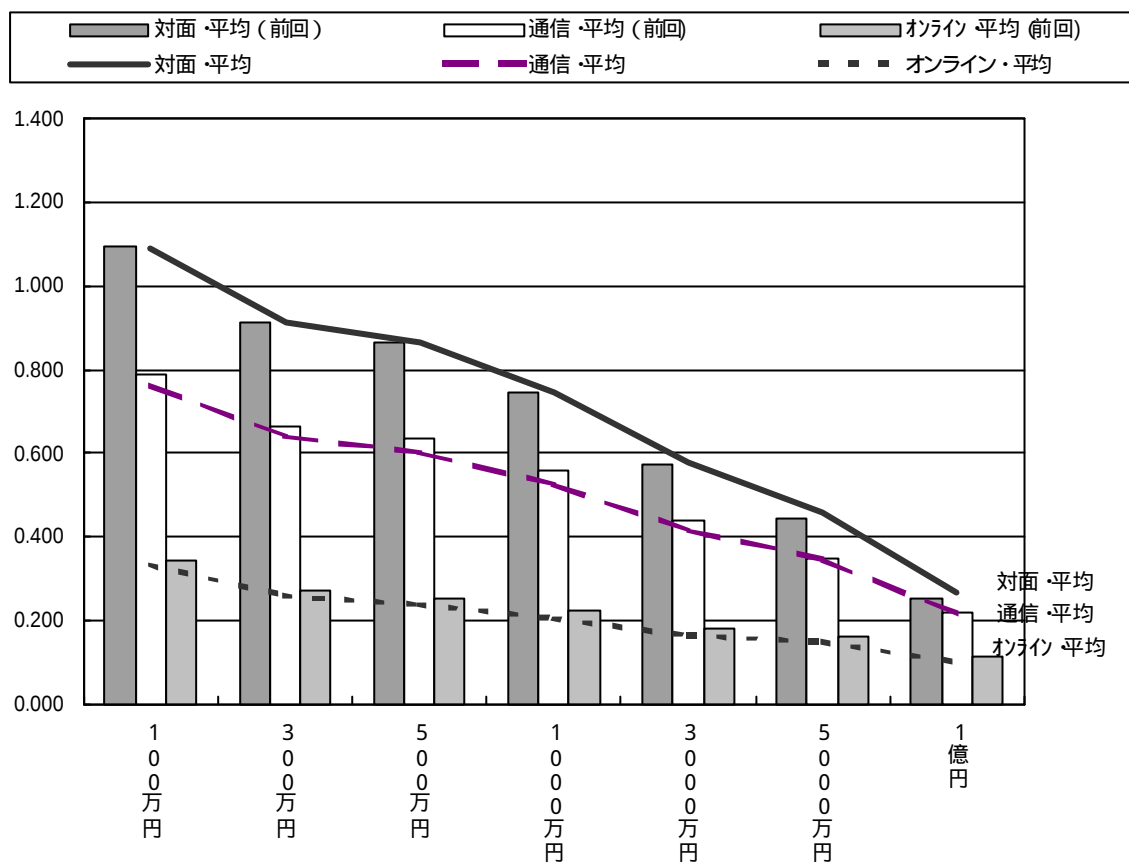
○ 顧客サービスの状況

- ・ このほか、証券会社が対面取引及び通信取引において実施している顧客サービスとしては、「情報提供サービス」が最も多く、その他に「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」等がみられ、特に顧客サービスを行っていない社が前回調査時よりも大幅に減少しており、顧客サービスを拡充している様子がうかがわれる（図 4 ）

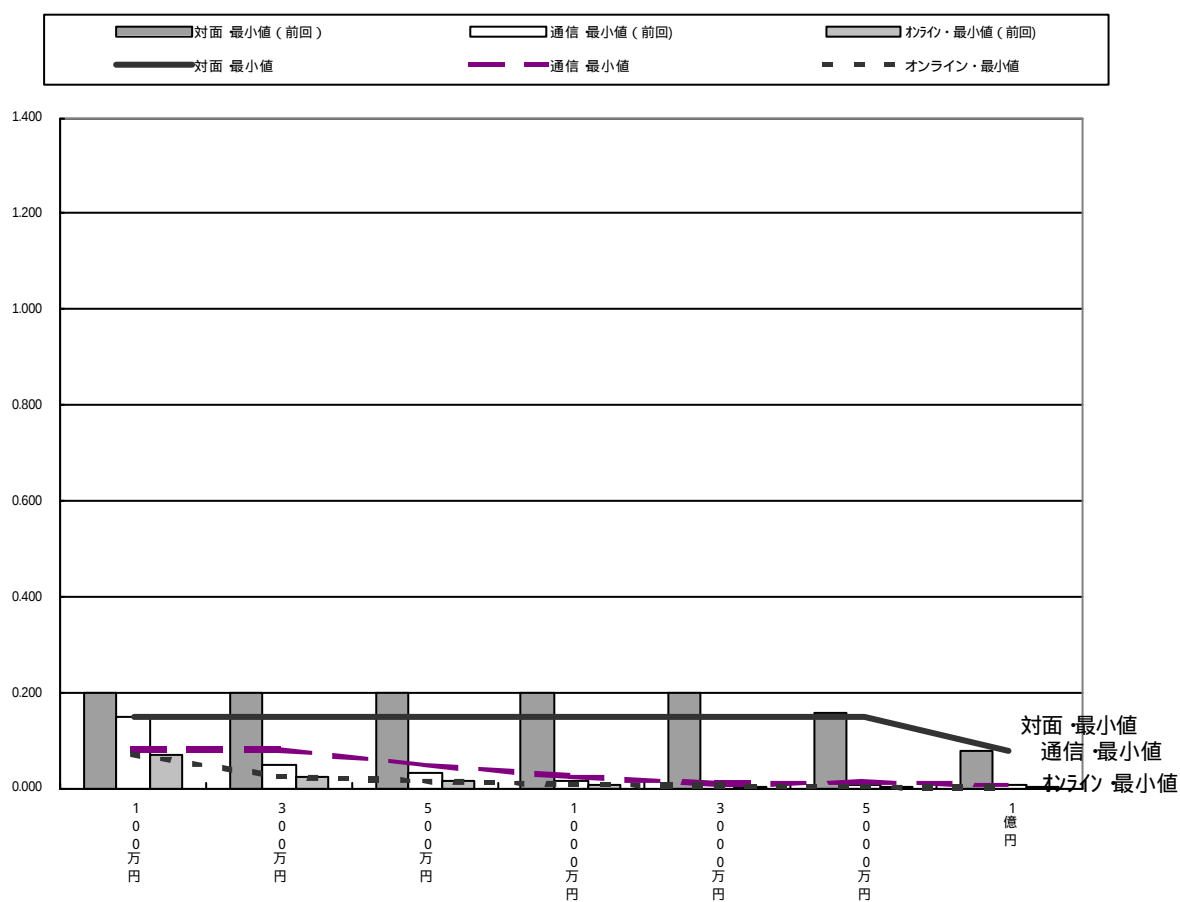
（図 1 ）対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率（ % ）（前回調査時の水準との比較）
最大値



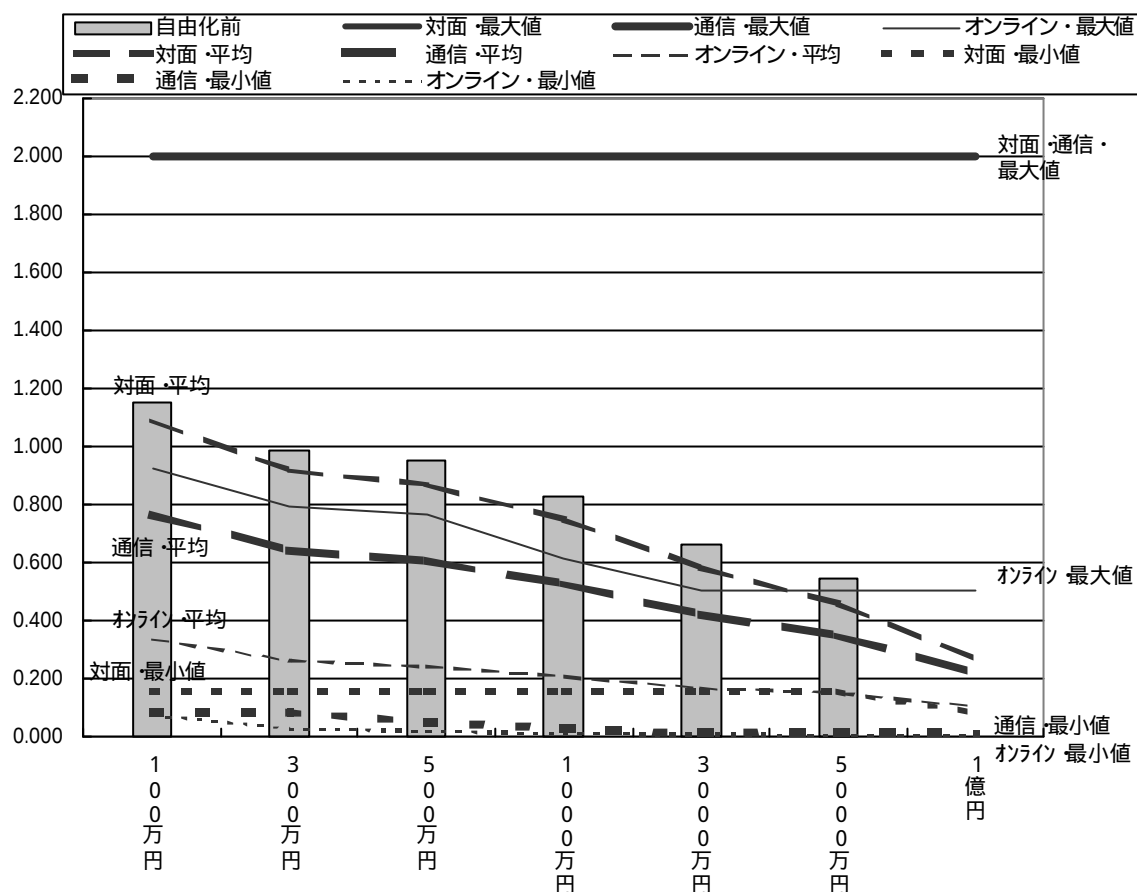
平 均



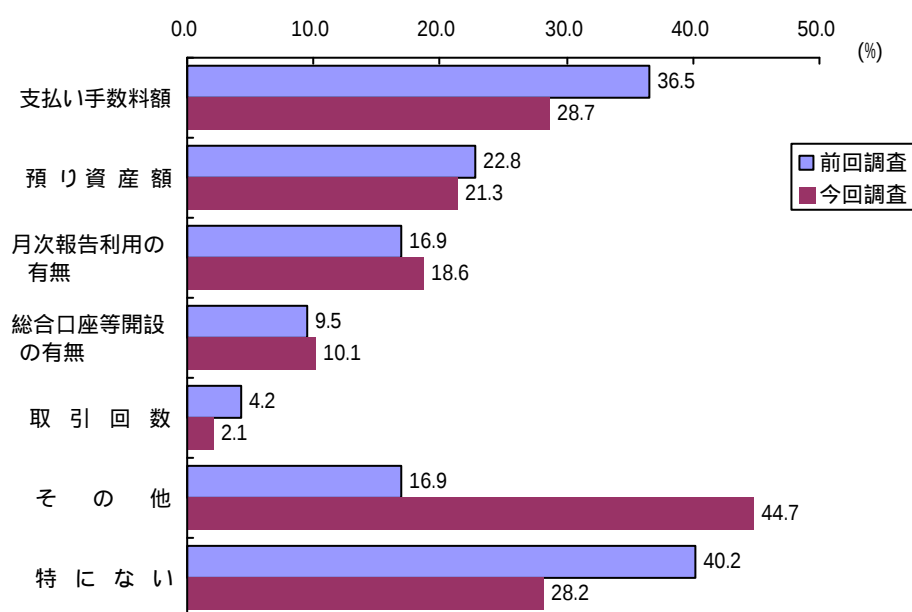
最小値



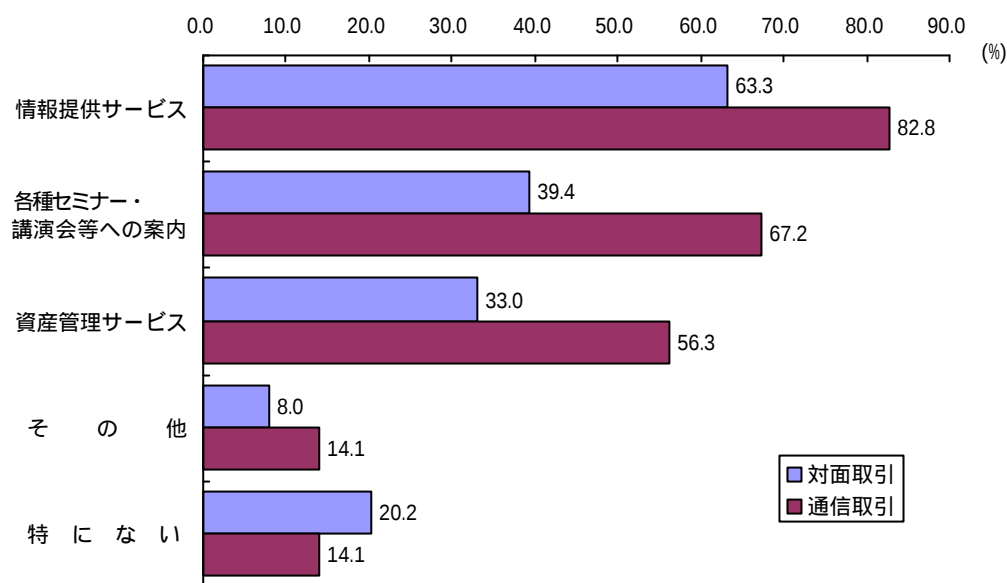
(図 2) 対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率 (%) (自由化前の水準との比較)



(図 3) 証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料割引制度の設定状況
(複数回答による回答社数の比率)



(図 4) 証券会社による対面取引及び通信取引に係る顧客サービスの実施状況
(複数回答による回答社数の比率)



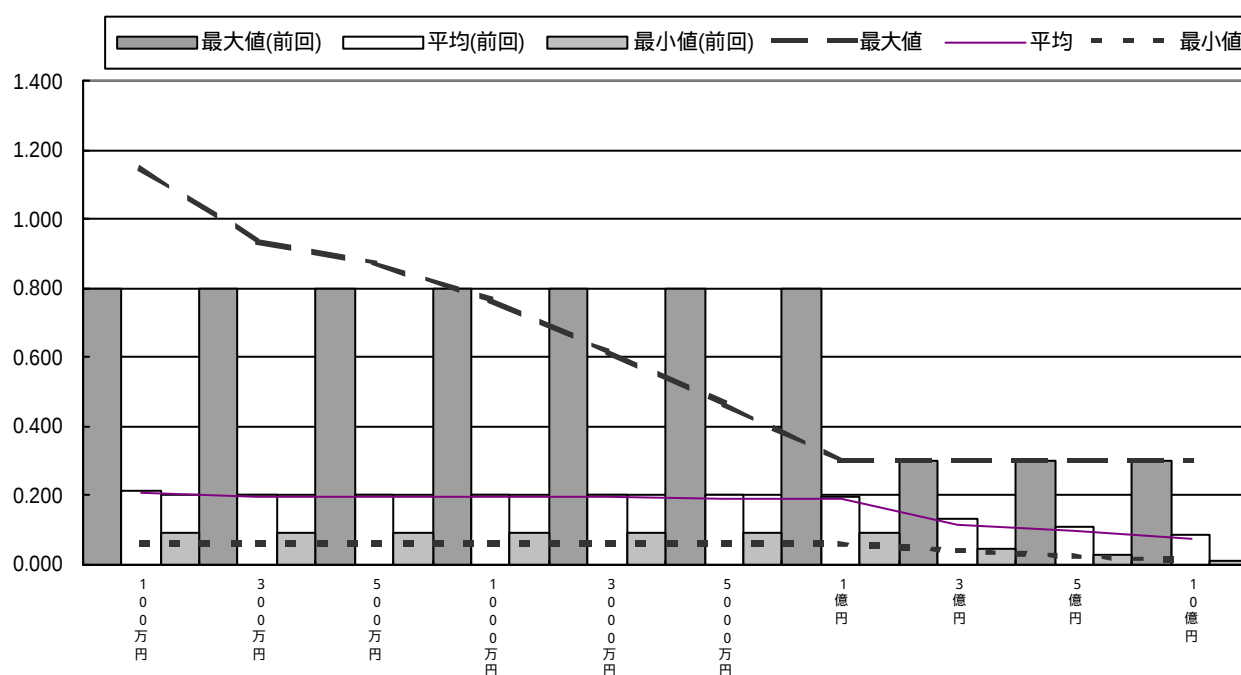
(注) オンライン取引については、アンケート調査ではなくホームページ閲覧調査によるため、対面取引及び通信取引と同じベースでの集計はできないが、手数料をアップすることにより顧客に投資関連情報等を提供している証券会社もみられる。

機関投資家に対する調査結果

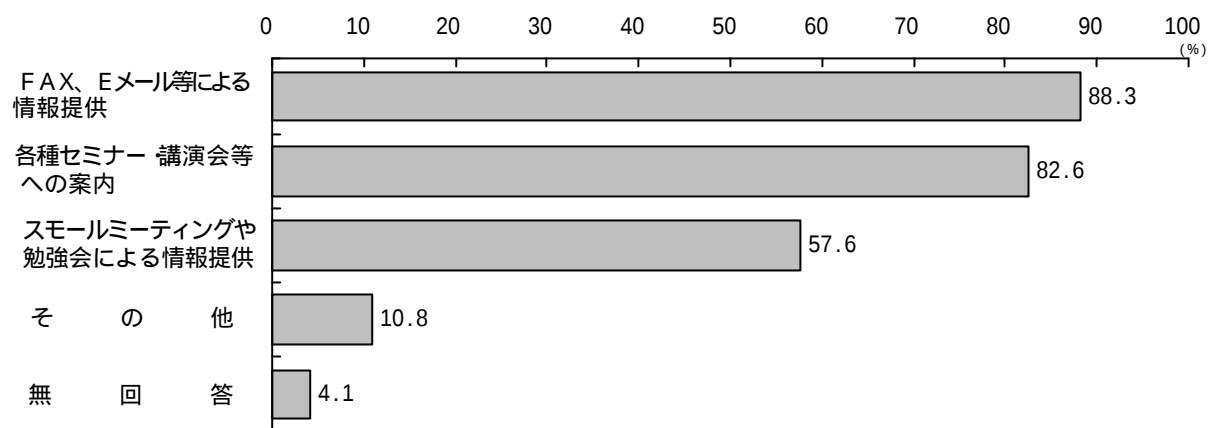
機関投資家に対しては、取引頻度の多い証券会社（２社分）から呈示されている手数料設定方式、手数料率・手数料額等について、アンケート調査を行った結果である。

- ・ 機関投資家に係る株式売買委託手数料率を前回調査時の水準と比較すると、最大値については、約定代金 100 万円～ 500 万円の場合においては前回調査時の水準を 10%～40%程度上回っているものの、約定代金 1,000 万円～ 1 億円の場合においては前回調査時の水準を下回っている。特に約定代金 3,000 万円～ 1 億円の場合においては前回調査時の水準より 30%～60%以上低下している。約定代金が 3 億円を超えるとほぼ昨年並みの水準となっている（図 5）。
- ・ 平均については、約定代金 100 万円～ 1 億円の場合においてはほぼ昨年並みの水準となっている。約定代金 3 億円を超えると前回調査時の 86%～89%程度となっている（図 5）。
- ・ 最小値については、約定代金 1 億円までは前回調査時の 67%程度となっており、約定代金が 3 億円を超えると前回調査時の 92%～93%程度となっている（図 5）。
- ・ 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについては、「FAX、Eメール等による情報提供」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「スモールミーティングや勉強会による情報提供」の順となっている（図 6）。

（図 5） 機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率（％）



(図 6) 機関投資家が証券会社から受けているサービス（複数回答による回答数の比率）



以 上

株式売買委託手数料実態調査（第3回）

平成14年3月15日
日本証券業協会

調査の目的・方法

1. 調査目的

株式売買委託手数料については、完全自由化(平成11年10月1日)後、第1回調査(平成12年1月)を実施し、さらに第2回調査(平成13年1月)を行ったが、今回調査は、これに続く第3回に当たるものであり、完全自由化後における手数料の推移を把握するための資料とするものである。

2. 調査内容

(1) 証券会社に対する調査

個人投資家を対象とした次に掲げる取引について、対外的に公表されている標準的な株式売買委託手数料、割引制度等を、証券会社の担当者による調査票への記入又は証券会社のインターネット・ホームページ閲覧等により調査

対面取引	通信取引 ^{*1}	オンライン取引 ^{*2}
- 手数料設定方式 - 手数料額(率) - 割引制度 - 顧客サービス	- 手数料設定方式 - 手数料額(率) - 顧客サービス	- 手数料設定方式 - 手数料額(率) - その他

(2) 機関投資家に対する調査

取引頻度が多い証券会社2社について、それぞれ呈示(適用)されている株式売買委託手数料額(率)等を、機関投資家の担当者による調査票への記入により調査

- 手数料設定方式
- 手数料額(率)
- 顧客サービス

3. 調査設計

(1) 証券会社に対する調査

対面取引及び 通信取引

- 調査地域: 全国
- 調査対象: 証券会社
- 対象会社数: 291社
- 回答会社数: 196社(うち対面取引188社、通信取引64社)
- 調査方法: 郵送法
- 調査時期: 平成14年1月10日～23日

オンライン取引

- 調査地域: 証券会社(オンライン取引)
- 対象会社数: 54社
- 調査方法: インターネット・ホームページの閲覧(一部電話等による確認を含む。)
- 調査時期: 平成14年1月21日～26日

この調査レポートのいかなる部分も一切の権利は日本証券業協会に帰属しており、本協会の許可なく複製または転載等を行わないようお願いいたします。

(2) 機関投資家に対する調査

- ・ 調 査 地 域 : 全国
- ・ 調 査 対 象 : 機関投資家
- ・ 対象会社数 : 2 3 3 社
- ・ 回答会社数 : 1 6 5 社
- ・ 調 査 方 法 : 郵送法
- ・ 調 査 時 期 : 平成 1 4 年 1 月 1 0 日 ~ 2 4 日

4 . 調査実施機関

社団法人 中央調査社

手数料率・額のデータ加工について

- 株式売買委託手数料表における約定代金ごとの手数料率・手数料額については、次の算式により求めている。

$$\text{手数料率} = \text{定率} + (\text{加算額} \div \text{約定代金} \times 100)$$

$$\text{手数料額} = (\text{約定代金} \times \text{定率} \div 100) + \text{加算額}$$

* 1 通信取引とは、証券会社の営業員の訪問や電話勧誘が行われず、顧客の自宅等から電話・FAX等（ただし、インターネットを利用するものを除く。）を使用して株式売買取引の注文を発注することができる取引のことをいう。本調査では、通信取引を利用した株式売買取引について、対面取引とは別の株式売買委託手数料体系を設定している証券会社について調査を行った。

* 2 オンライン取引とは、顧客が自宅のパソコン等からインターネットを経由して株式売買取引の注文を入力することができる取引のことをいう。

調査結果

．証券会社に対する調査

1．対面取引

(1) 対面取引における手数料(率)

- ・ 対面取引に係る株式売買委託手数料(率)は、ほぼ全ての証券会社において、約定代金の多寡により手数料率が増減する方式で設定されている*。これを全体的にみると、手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。
- ・ 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、約定代金が 300 万円を超えると 1.0%を、約定代金が 5,000 万円を超えると 0.5%を、約定代金が 5 億円を超えると 0.1%をそれぞれ下回っている。また、約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が 1,000 万円を超えると 5 万円を、約定代金が 5,000 万円を超えると 20 万円をそれぞれ上回っている。
- ・ 手数料率を前回調査時(昨年 1 月)と比較すると、最大値については、全体的に前回調査時より大幅に上回っている。
- ・ 平均については、約定代金 1 億円までは前回調査時とほぼ同水準であるが、約定代金が 3 億円を超えると 11%～19%程度前回調査時を上回っている。
- ・ 最小値については、約定代金 3,000 万円までは前回調査時の 75%程度となるが、約定代金が 5,000 万円を超えると、前回調査時とほぼ同水準となる。
- ・ 上記の手数料の設定が各証券会社において前回調査時と比べてどのように変わっているか(「上げた」、「下げた」又は「同じ」)については、いずれの約定代金においても「同じ」が大部分を占めており、「下げた」が 4～6%程度となっている。

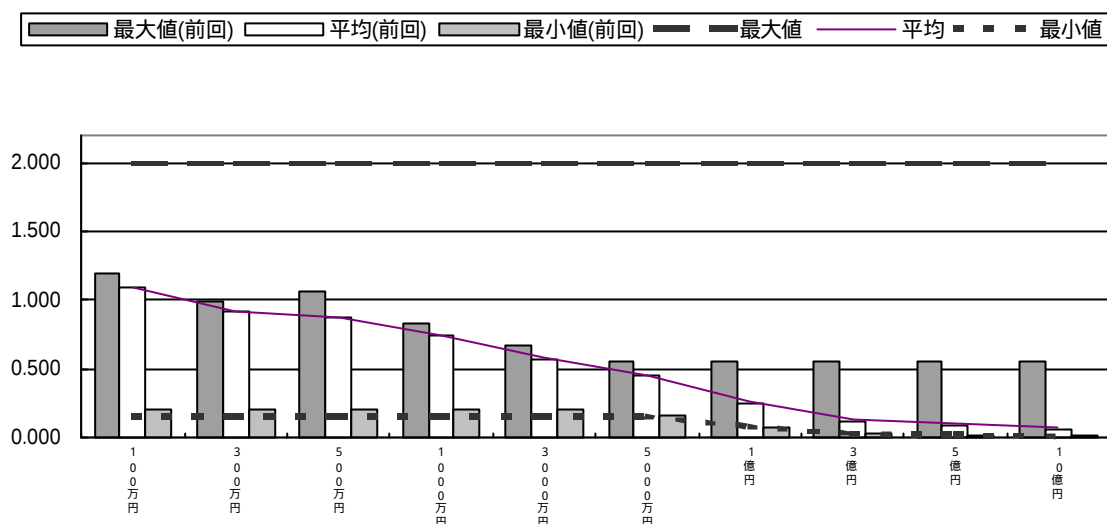
[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表 (該当数 = 188)]

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	184					2,587	10,000	1,250	2,500
1 0 0 万円の場合	188	1.089	2.000	0.150	1.150	10,893	20,000	1,500	11,500
3 0 0 万円の場合	188	0.913	2.000	0.150	0.943	27,387	60,000	4,500	28,300
5 0 0 万円の場合	188	0.866	2.000	0.150	0.886	43,321	100,000	7,500	44,300
1, 0 0 0 万円の場合	188	0.747	2.000	0.150	0.761	74,744	200,000	15,000	76,100
3, 0 0 0 万円の場合	188	0.580	2.000	0.150	0.590	174,023	600,000	45,000	177,000
5, 0 0 0 万円の場合	188	0.456	2.000	0.150	0.453	227,890	1,000,000	75,000	226,480
1 億円の場合	188	0.264	2.000	0.078	0.244	263,657	2,000,000	78,000	244,200
3 億円の場合	188	0.130	2.000	0.026	0.088	389,093	6,000,000	78,000	263,000
5 億円の場合	188	0.099	2.000	0.016	0.053	497,437	10,000,000	78,000	267,155
1 0 億円の場合	188	0.076	2.000	0.008	0.027	757,887	20,000,000	78,000	272,500

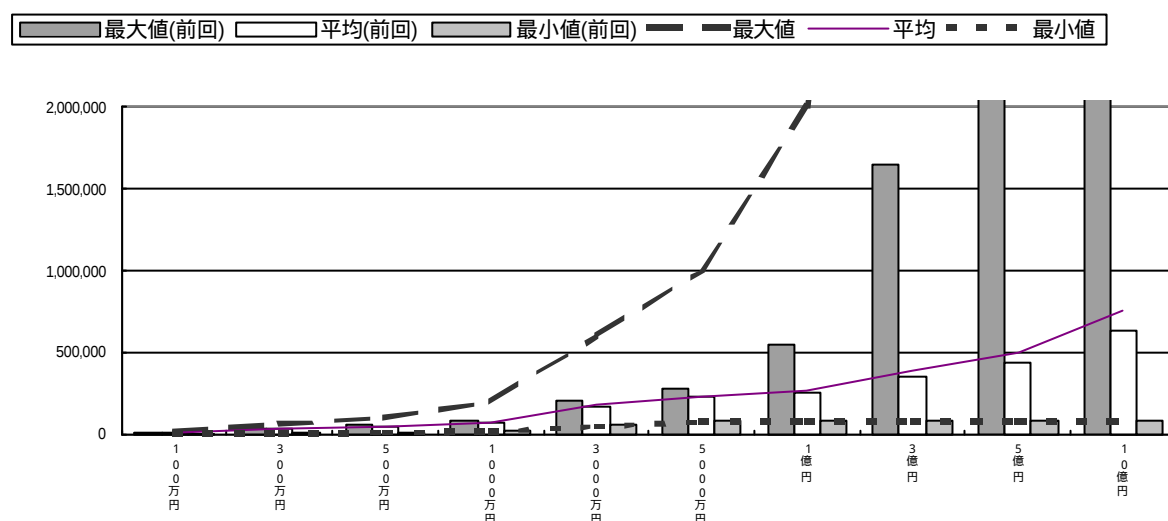
(注) 「最低手数料を設定している場合」の数値は、最低手数料を設定している証券会社における最低手数料額の平均、最大値、最小値及び中央値である(以下「株式売買委託手数料表」において同じ)。

* 一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」としている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

[証券会社による対面取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率 (%) (該当数 = 188)]

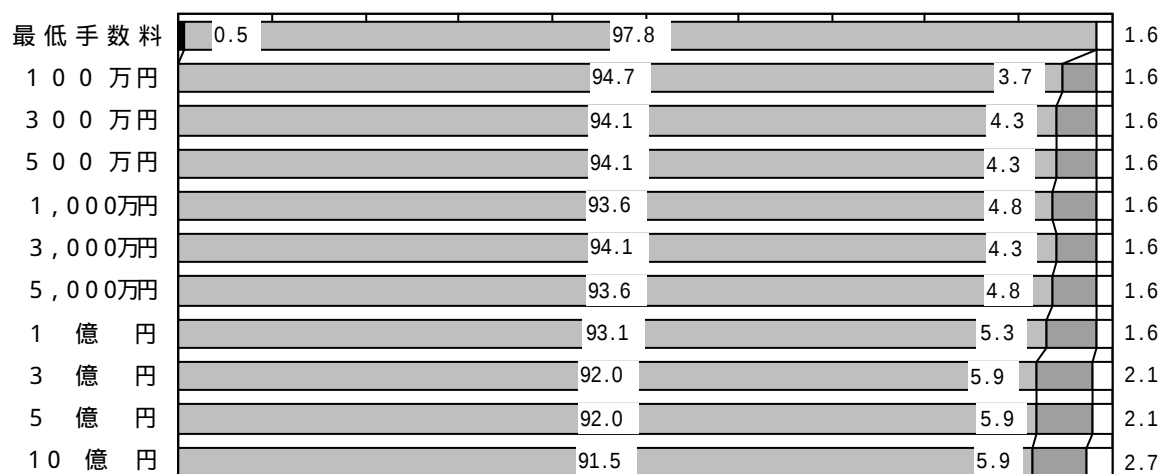


[証券会社による対面取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料額 (円) (該当数 = 188)]



[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化 (回答社数の比率) (%) (該当数 = 188)]

■ 上げた □ 同じ □ 下げた □ 比較できず

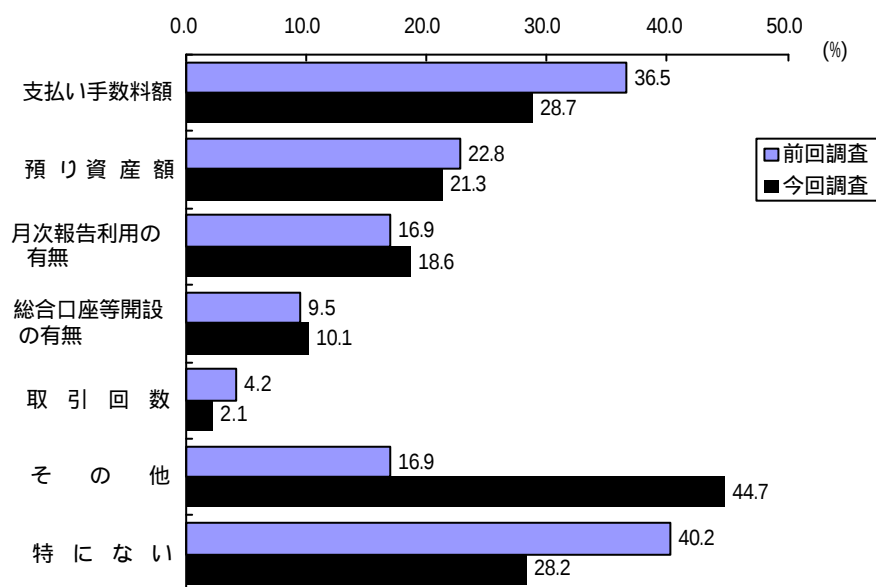


(注) 「 比較できず 」 は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回 188 社、前回 189 社。

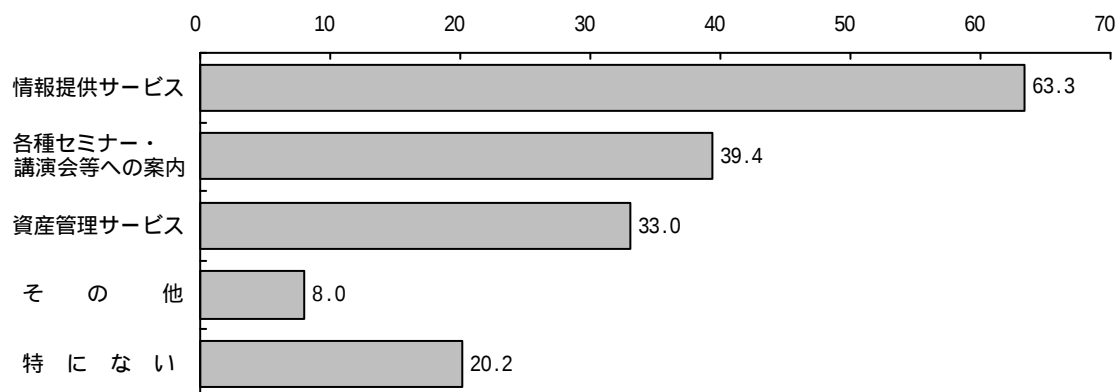
(2) 対面取引に係る手数料割引制度及び顧客サービスについて

- ・ 証券会社が対面取引について設定している株式売買委託手数料の割引制度としては、一定期間の「支払い手数料額」に応じた割引制度が最も多く、以下、「預り資産額」、「月次報告利用の有無」、「総合口座等開設の有無」、「取引回数」に応じた割引制度の順となっている。
- ・ これを前回調査時と比較すると、「月次報告利用の有無」及び「総合口座等開設の有無」に応じた割引制度について回答社数の比率が増加する一方、「支払い手数料額」、「預り資産額」及び「取引回数」に応じた割引制度について回答社数の比率は減少している。また、特に割引制度を持たないとの回答社数の比率は12%減少している。
- ・ 「その他」の割引制度については、前回調査時より2.6倍程度増加しているが、そのうち他社との競合状況や取引額等を考慮したり、複数の条件を組み合わせる等により割引を行うものが7割程度を占めている。
- ・ また、証券会社が対面取引について行っている顧客サービスとしては、「情報提供サービス」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」の順となっている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料割引制度の設定状況(複数回答による回答社数の比率)(%) (該当数 = 188)]



[証券会社による対面取引に係る顧客サービスの実施状況(複数回答による回答社数の比率)(%) (該当数 = 188)]



(3) 対面取引に係る手数料設定状況の証券会社の属性による相違について
取引所会員・非会員の別

- ・ 上記(1)の手数料設定状況を、調査対象である証券会社がいずれかの国内証券取引所の会員であるか非会員であるかの別によってみると、取引所非会員証券会社よりも取引所会員証券会社の方が全体的に手数料を低く設定している。
- ・ 前回調査時からの変化については、いずれの約定代金においても全体として「上げた」社はなく、「同じ」が大半を占めている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表(取引所会員・非会員の別)]

ア．取引所会員証券会社(該当数=98)

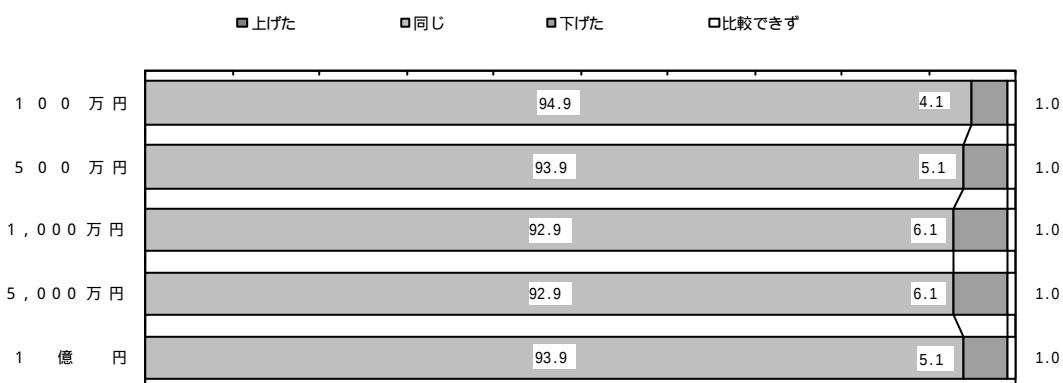
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	98	1.085	1.150	0.150	1.150	10,852	11,500	1,500	11,500
500万円の場合	98	0.859	0.950	0.150	0.880	42,961	47,500	7,500	44,000
1,000万円の場合	98	0.740	0.877	0.150	0.758	73,988	87,700	15,000	75,800
5,000万円の場合	98	0.443	0.600	0.150	0.451	221,508	300,000	75,000	225,500
1億円の場合	98	0.248	0.600	0.082	0.240	247,901	600,000	81,750	240,000

イ．取引所非会員証券会社(該当数=90)

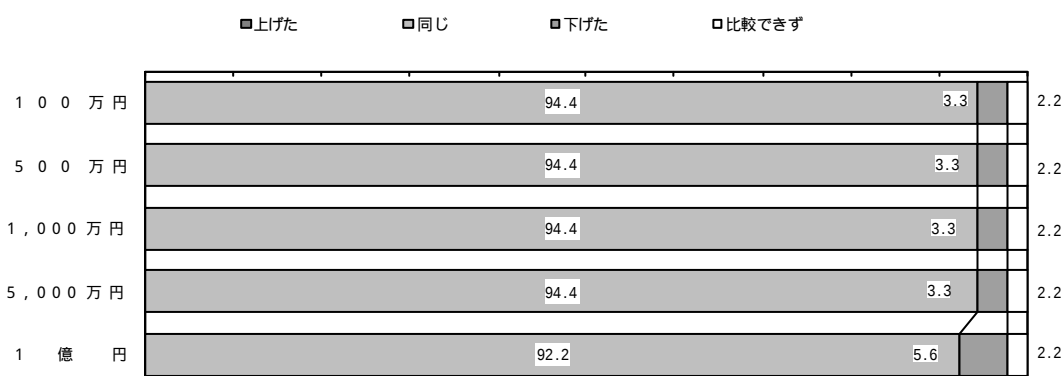
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	90	1.094	2.000	0.250	1.150	10,938	20,000	2,500	11,500
500万円の場合	90	0.874	2.000	0.200	0.892	43,709	100,000	10,000	44,575
1,000万円の場合	90	0.756	2.000	0.200	0.767	75,559	200,000	20,000	76,705
5,000万円の場合	90	0.470	2.000	0.156	0.461	234,767	1,000,000	78,000	230,300
1億円の場合	90	0.280	2.000	0.078	0.250	280,476	2,000,000	78,000	250,000

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化(回答社数の比率)(%)]

ア．取引所会員証券会社(該当数=98)



イ．取引所非会員証券会社(該当数=90)



資本金規模別

- ・ 上記(1)の手数料設定状況を、調査対象である証券会社の資本金(外国証券会社の場合は国内持込資本の額)の規模の別によってみると、最大値では、概ね資本金100億円以上の証券会社が手数料率を最も低く設定している。平均については、資本金30億円以上100億円未満の証券会社が手数料を最も低く設定している。最小値については、約定代金100万円～5,000万円までは資本金30億円以上100億円未満の証券会社が、約定代金1億円の場合においては資本金5億円未満の証券会社が手数料を最も低く設定している。
- ・ 前回調査時からの変化については、いずれの約定代金においても全体として「上げた」社はなく、「同じ」が大半を占めており、「下げた」が3%～10%程度となっている。

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料表(証券会社の資本金規模別)]

ア．資本金100億円以上(該当数=24)

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	24	1.099	1.150	0.575	1.145	10,991	11,500	5,750	11,450
500万円の場合	24	0.858	0.934	0.475	0.872	42,915	46,700	23,750	43,600
1,000万円の場合	24	0.740	0.797	0.413	0.753	74,004	79,700	41,250	75,250
5,000万円の場合	24	0.442	0.488	0.251	0.456	221,134	244,200	125,500	227,890
1億円の場合	24	0.248	0.341	0.136	0.250	247,966	341,200	136,250	250,000

イ．資本金30億円以上100億円未満(該当数=20)

約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	20	0.982	1.190	0.150	1.130	9,817	11,900	1,500	11,300
500万円の場合	20	0.778	0.950	0.150	0.870	38,916	47,500	7,500	43,500
1,000万円の場合	20	0.674	0.825	0.150	0.737	67,389	82,500	15,000	73,700
5,000万円の場合	20	0.418	0.545	0.150	0.450	208,800	272,500	75,000	225,000
1億円の場合	20	0.240	0.500	0.136	0.239	239,774	500,000	136,250	238,500

ウ．資本金5億円以上30億円未満(該当数=72)

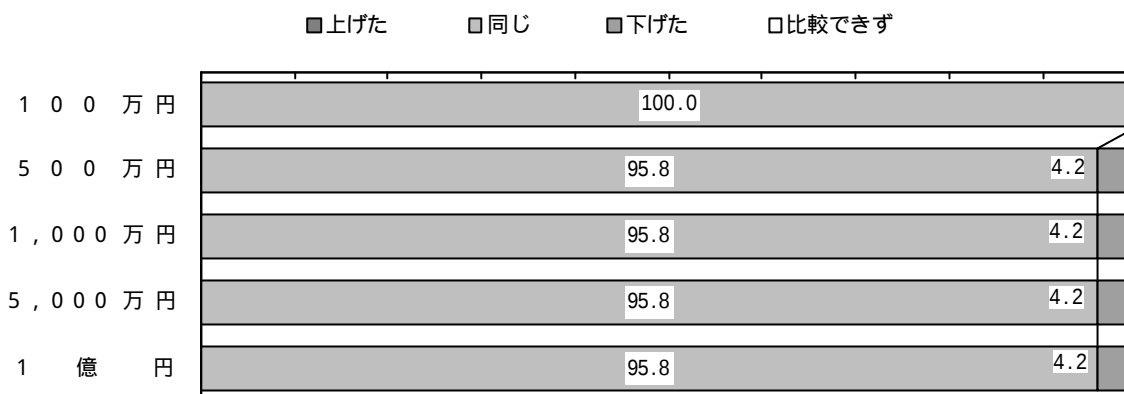
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	72	1.106	2.000	0.450	1.150	11,064	20,000	4,500	11,500
500万円の場合	72	0.890	2.000	0.600	0.886	44,488	100,000	30,000	44,300
1,000万円の場合	72	0.769	2.000	0.400	0.763	76,890	200,000	40,000	76,250
5,000万円の場合	72	0.477	2.000	0.300	0.446	238,500	1,000,000	150,000	223,000
1億円の場合	72	0.282	2.000	0.163	0.240	282,376	2,000,000	163,000	240,000

エ．資本金5億円未満(該当数=72)

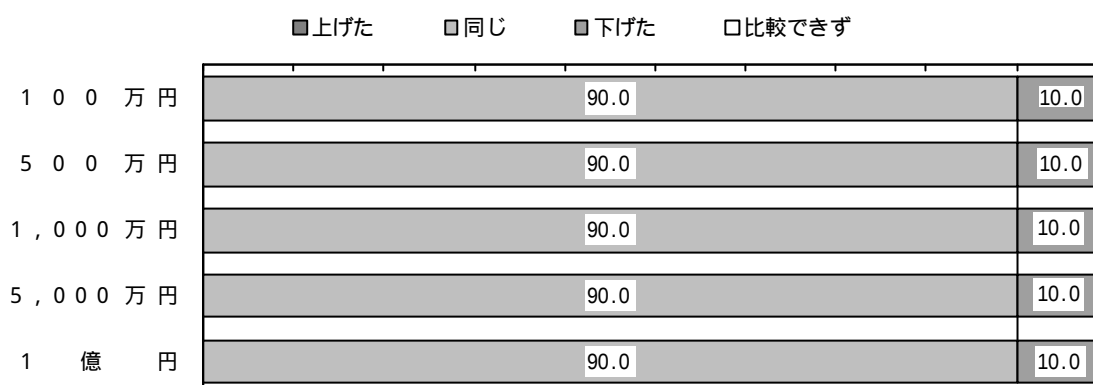
約定代金	対象数	率換算(%)				額換算(円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
100万円の場合	72	1.097	1.150	0.250	1.150	10,974	11,500	2,500	11,500
500万円の場合	72	0.869	0.950	0.200	0.893	43,452	47,500	10,000	44,650
1,000万円の場合	72	0.748	0.825	0.200	0.769	74,785	82,500	20,000	76,855
5,000万円の場合	72	0.449	0.550	0.156	0.461	224,568	275,000	78,000	230,625
1億円の場合	72	0.256	0.550	0.078	0.250	256,413	550,000	78,000	250,000

[証券会社による対面取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率）（％）]

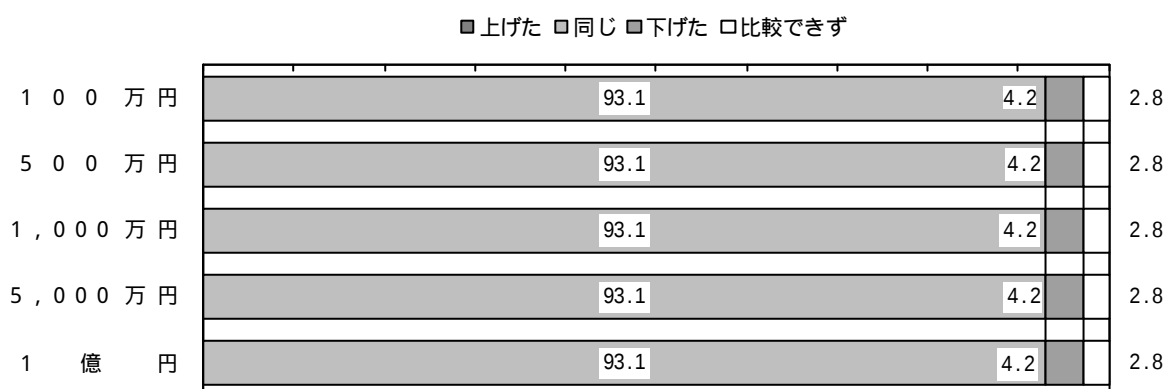
ア．資本金 100 億円以上（該当数 = 24）



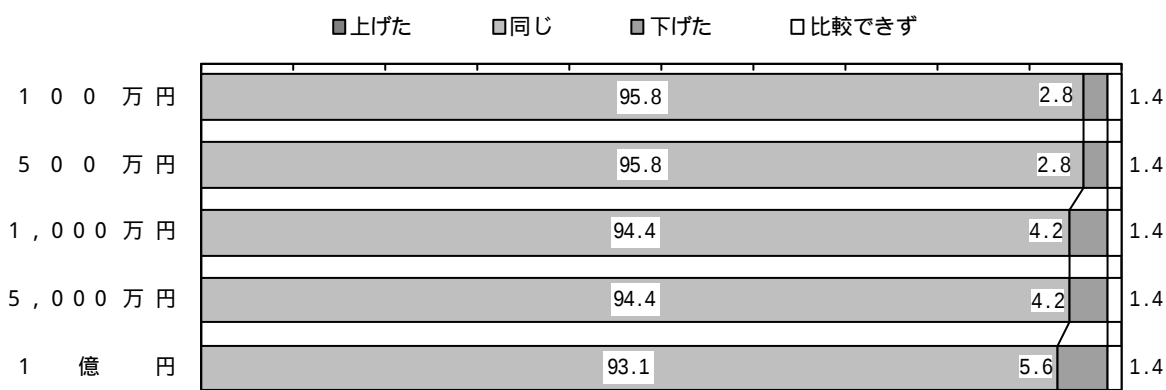
イ．資本金 30 億円以上 100 億円未満（該当数 = 20）



ウ．資本金 5 億円以上 30 億円未満（該当数 = 72）



エ．資本金 5 億円未満（該当数 = 72）



2. 通信取引

(1) 通信取引に係る手数料(率)

- ・ 通信取引^{*1}に係る株式売買委託手数料(率)は、ほぼ全ての証券会社において、約定代金の多寡により手数料率が増減する方式で設定されている^{*2}。これを全体的にみると、手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。
- ・ 約定代金ごとの手数料率の平均でみると、約定代金が300万円を超えると0.7%を、約定代金が3,000万円を超えると0.5%を下回っている。また、約定代金ごとの手数料額の平均でみると、約定代金が500万円を超えると3万円を、約定代金が1,000万円を超えると5万円を、約定代金が3,000万円を超えると10万円をそれぞれ上回っている。
- ・ 手数料率を前回調査時と比較すると、最大値については、全体的に前回調査時を大幅に上回っている。
- ・ 平均については、全体的に前回調査時よりやや下回っており、特に約定代金1,000万円近辺の場合において前回調査時からの低下率が高くなっている(約定代金1,000万円の場合においては約6%低下しており、約定代金100万円の場合においては約3%低下しており、約定代金1億円の場合においては約2%低下している。)
- ・ 最小値については、約定代金100万円の場合において前回調査時の5割程度と大きく低下している一方、約定代金300万円~5,000万円までは1.6倍~1.7倍程度前回調査時を上回っており、約定代金1億円の場合においては前回調査時とほぼ同水準となっている。
- ・ 前回調査時からの変化については、いずれの約定代金においても「同じ」が最も多く、次いで「下げた」が多くなっている。

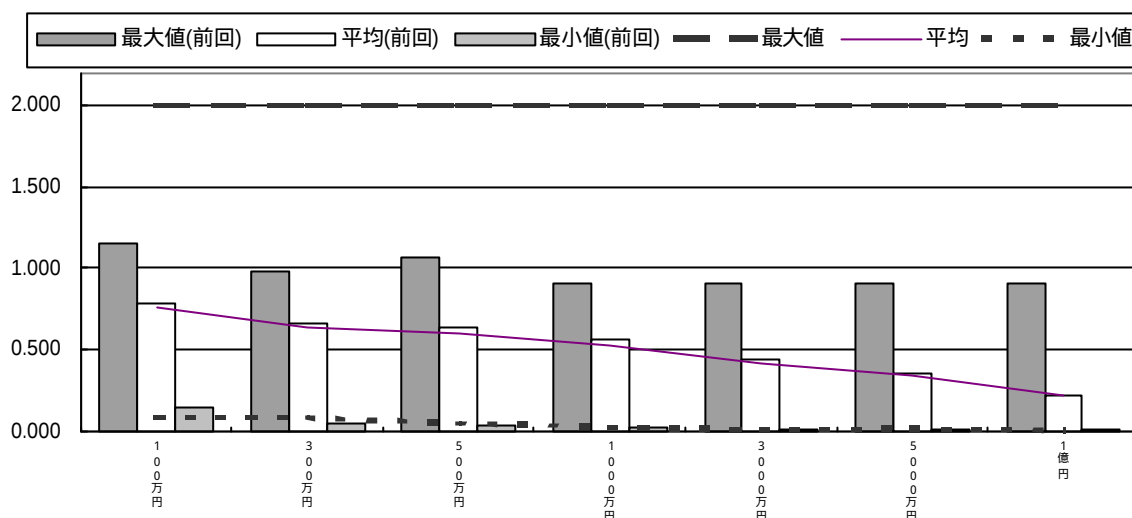
[証券会社による通信取引に係る株式売買委託手数料表 (該当数 = 64)]

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	63					2,519	4,900	700	2,500
100万円の場合	64	0.762	2.000	0.080	0.753	7,619	20,000	800	7,525
300万円の場合	64	0.640	2.000	0.080	0.672	19,199	60,000	2,400	20,160
500万円の場合	64	0.602	2.000	0.048	0.605	30,112	100,000	2,400	30,225
1,000万円の場合	64	0.525	2.000	0.024	0.569	52,531	200,000	2,400	56,889
3,000万円の場合	64	0.415	2.000	0.008	0.463	124,602	600,000	2,400	138,925
5,000万円の場合	64	0.346	2.000	0.012	0.345	172,758	1,000,000	5,900	172,620
1億円の場合	64	0.213	2.000	0.006	0.191	213,483	2,000,000	6,000	190,750

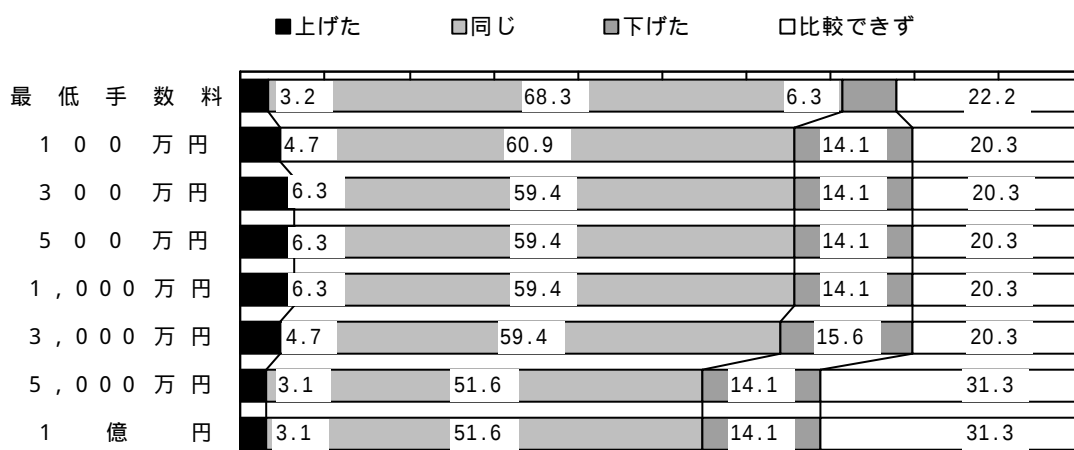
^{*1} 通信取引とは、証券会社の営業員の訪問や電話勧誘が行われず、顧客の自宅等から電話・FAX等(ただし、インターネットを利用するものを除く。)を使用して株式売買取引の注文を発注することができる取引のことをいう。本調査では、通信取引を利用した株式売買取引について、対面取引とは別の株式売買委託手数料体系を設定している証券会社について調査した。

^{*2} 一部の証券会社は、ある約定代金について手数料を「顧客と相談して決める」としている。それらについては、約定代金ごとの手数料(率)の平均、最大値、最小値等の計算において除外している。

[証券会社による通信取引に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率(%) (該当数 = 64)]



[証券会社による通信取引に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化(回答社数の比率)(%) (該当数 = 64)]

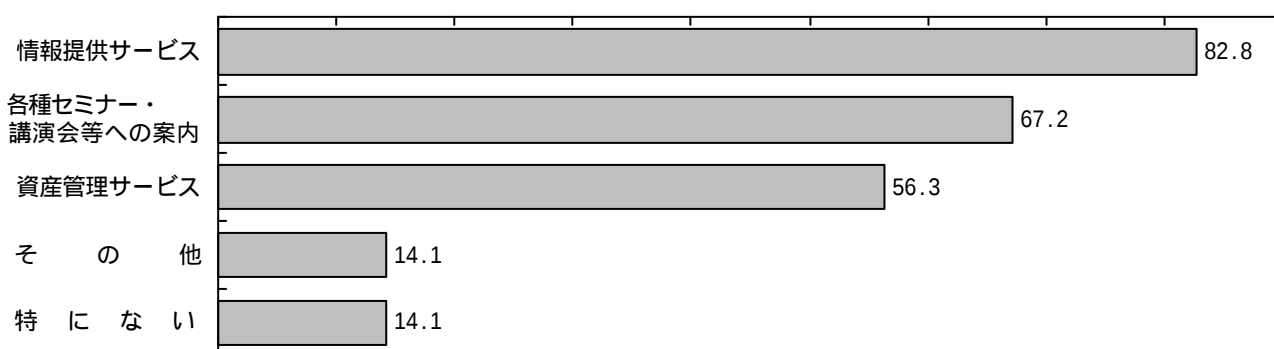


(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回64社、前回57社。

(2) 通信取引に係る顧客サービスについて

- 証券会社が通信取引において行っている顧客サービスを、複数回答による回答社数の比率でみると、「情報提供サービス」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「資産管理サービス」の順となっている。

[証券会社による通信取引に係る顧客サービスの実施状況(複数回答による回答社数の比率)(%) (該当数 = 64)]



3. オンライン取引

(1) オンライン取引に係る手数料(率)

- ・ 証券会社によるオンライン取引^{*}に係る株式売買委託手数料(率)の設定方式については、発注形態の別(成行注文か指値注文か)にかかわらず同じ手数料(率)としている場合(44社) 発注形態の別(成行注文か指値注文か)によって異なる手数料(率)を設定している場合(8社) その他(2社)の3つの形態に分類することができる。
- ・ このうち 及び については、全体として手数料率は約定代金と反比例関係にあり、手数料額は約定代金と比例関係にある。なお、 については、約定代金の違いによる手数料(率)の差は ほど大きくない。
- ・ の発注形態の別によって手数料(率)が異なる設定方式における手数料は、 の発注形態の別にかかわらず同じ手数料(率)とする設定方式に比べ、全体的に半分以上の水準となっている。
- ・ のその他に分類されるものとしては、売買回数にかかわらず1日当たりの約定代金合計額によって手数料を決定する方式、預り資産額によって手数料率を決定する方式等がみられる。

発注形態(成行注文又は指値注文)の別にかかわらず同じ手数料としている場合

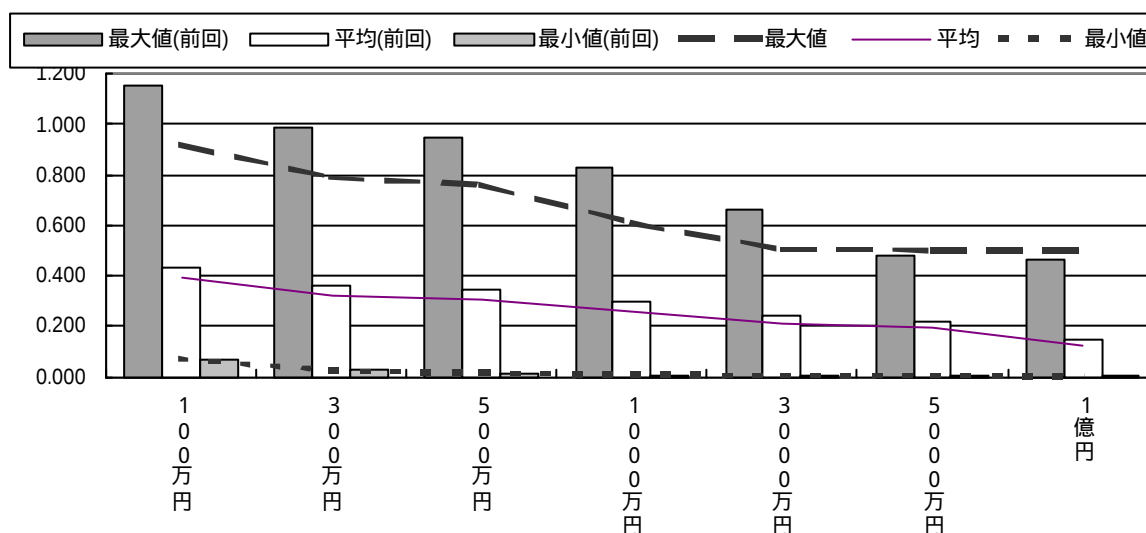
- ・ 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、約定代金が1,000万円を超えると0.3%を下回り、約定代金が5,000万円を超えると0.2%を下回っている。また、約定代金ごとの手数料額を平均でみると、約定代金が500万円を超えると1万円を、約定代金が3,000万円を超えると6万円を、約定代金が1億円を超えると10万円をそれぞれ上回っている。
- ・ 手数料率を前回調査時と比較すると、最大値においては約定代金100万円~3,000万円までは前回調査時の74%~80%程度と大幅に下回っているが、約定代金5,000万円を超えると前回調査時を数%上回っている。
- ・ 平均においては全体的に前回調査時より10%~15%程度下回っている。
- ・ 最小値においては前回調査時とほぼ同水準である。
- ・ 前回調査時からの変化については、いずれの約定代金においても「同じ」が44%~66%程度を占めており、次いで「下げた」が多くなっている。

^{*} オンライン取引とは、顧客が自宅のパソコン等からインターネットを経由して株式売買取引の注文を入力することができる取引のことをいう。

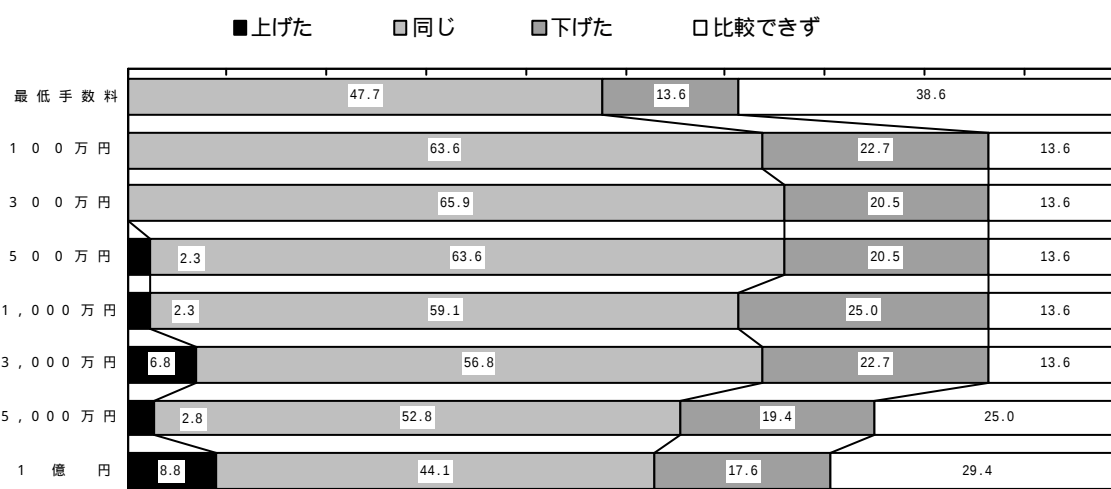
[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る株式売買委託手数料表（該当数＝44）]

約定代金	対象数	率換算（％）				額換算（円）			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	44					1,648	2,500	50	1,775
1 0 0 万円の場合	44	0.391	0.920	0.071	0.300	3,907	9,200	710	3,000
3 0 0 万円の場合	44	0.322	0.787	0.024	0.298	9,667	23,600	710	8,925
5 0 0 万円の場合	44	0.303	0.760	0.014	0.293	15,126	38,000	710	14,625
1, 0 0 0 万円の場合	44	0.261	0.608	0.007	0.275	26,105	60,800	710	27,500
3, 0 0 0 万円の場合	44	0.209	0.503	0.003	0.199	62,559	150,800	1,000	59,625
5, 0 0 0 万円の場合	36	0.191	0.500	0.002	0.225	95,395	250,000	1,000	112,438
1 億円の場合	34	0.126	0.500	0.001	0.126	126,465	500,000	1,000	126,400

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る約定代金ごとの手数料率（％）（該当数＝44）]



[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文ともに同手数料の場合）に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率）（％）（該当数＝44）]



（注）「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回、前回ともに 44 社。

発注形態（成行注文又は指値注文）別に手数料を設定している場合

- ・ 全体的にみると、成行注文に係る手数料の方が指値注文に係る手数料より低めに設定されている。なお、約定代金が大きくなるほど、成行注文と指値注文との差は縮まっている傾向にある。
- ・ 約定代金ごとの手数料率を平均でみると、成行注文、指値注文ともに約定代金が 300 万円を超えると 0.1%を下回っている。また、成行注文では約定代金 1,000 万円を超えると、指値注文では同 3,000 万円を超えると、それぞれ 0.04%を下回っている。
- ・ 前回調査時の手数料率と比較すると、成行注文、指値注文ともに、最大値においては、概ね前回調査時より下回っており、約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（成行注文では、約定代金 100 万円の場合においては 5 %低下しており、約定代金 1,000 万円の場合においては 50%低下している。指値注文では、約定代金 100 万円の場合においては同水準であり、約定代金 3,000 万円の場合においては 50%低下している。）。
- ・ 平均においては、成行注文では、約定代金 100 万円の場合においては前回調査時と同水準であるものの、約定代金 300 万円を超えると前回調査時を下回り、約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（約定代金 300 万円の場合においては約 10%低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 47%低下している。）。指値注文では、約定代金 100 万円の場合においては前回調査時より 4 %程度上回っているものの、約定代金 300 万円を超えると前回調査時を下回り、約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（約定代金 300 万円の場合においては約 4 %低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 45%低下している。）。
- ・ 最小値においては、成行注文では、約定代金 100 万円～300 万円までは前回調査時を 20%以上上回っているものの、約定代金 500 万円～1,000 万円までは前回調査時とほぼ同水準、約定代金 3,000 万円を超えると前回調査時を下回っている。約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（約定代金 3,000 万円の場合においては約 29%低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 67%低下している。）。指値注文では、約定代金 100 万円～1,000 万円までは前回調査時とほぼ同水準～67%程度上回っているものの、約定代金 3,000 万円を超えると前回調査時を下回っている。約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（約定代金 3,000 万円の場合においては約 12%低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 71%低下している。）。
- ・ 前回調査時からの変化については、成行注文、指値注文ともに、いずれの約定代金においても「上げた」社はなく、「比較できず」を除くと概ね「同じ」が大半を占めている。

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る株式売買委託手数料表]

ア．成行注文の場合（該当数 = 8）

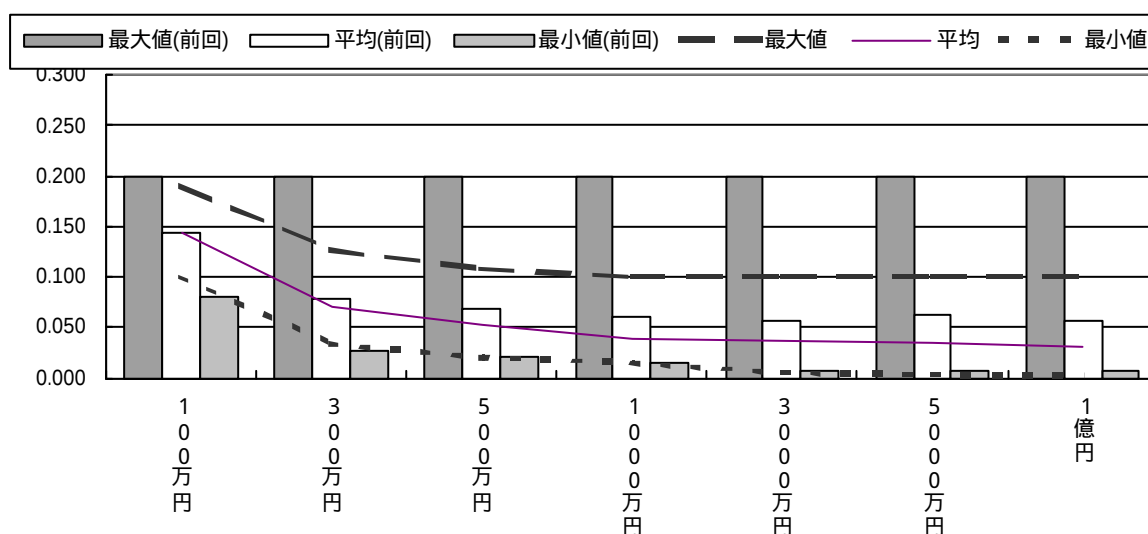
約定代金	対象数	率換算（％）				額換算（円）			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	8					1,388	1,900	900	1,500
100万円の場合	8	0.144	0.190	0.100	0.150	1,438	1,900	1,000	1,500
300万円の場合	8	0.071	0.127	0.033	0.062	2,119	3,800	1,000	1,850
500万円の場合	8	0.052	0.108	0.020	0.037	2,606	5,400	1,000	1,850
1,000万円の場合	8	0.038	0.100	0.015	0.019	3,763	10,000	1,500	1,850
3,000万円の場合	8	0.036	0.100	0.005	0.016	10,913	30,000	1,500	4,850
5,000万円の場合	7	0.035	0.100	0.003	0.018	17,329	50,000	1,500	9,200
1億円の場合	7	0.030	0.100	0.002	0.017	30,471	100,000	1,500	16,700

イ．指値注文の場合（該当数 = 8）

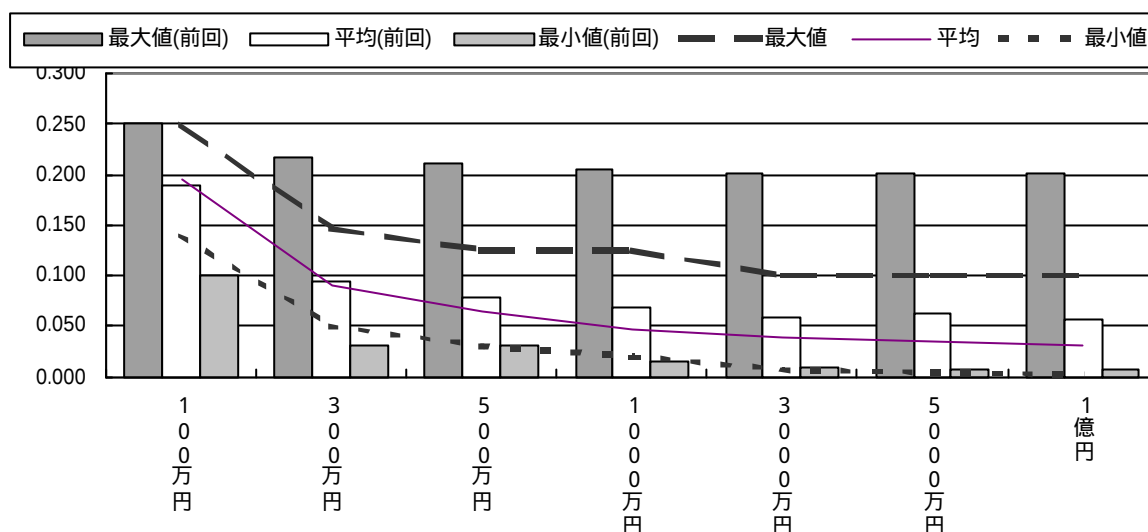
約定代金	対象数	率換算（％）				額換算（円）			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	8					1,900	2,500	1,400	1,900
100万円の場合	8	0.196	0.250	0.140	0.200	1,963	2,500	1,400	2,000
300万円の場合	8	0.090	0.147	0.050	0.083	2,700	4,400	1,500	2,500
500万円の場合	8	0.065	0.125	0.030	0.050	3,250	6,250	1,500	2,500
1,000万円の場合	8	0.046	0.125	0.020	0.025	4,563	12,500	2,000	2,500
3,000万円の場合	8	0.038	0.100	0.007	0.018	11,313	30,000	2,000	5,350
5,000万円の場合	7	0.035	0.100	0.004	0.019	17,714	50,000	2,000	9,700
1億円の場合	7	0.031	0.100	0.002	0.017	30,857	100,000	2,000	17,200

[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率（％）]

ア．成行注文の場合（該当数 = 8）

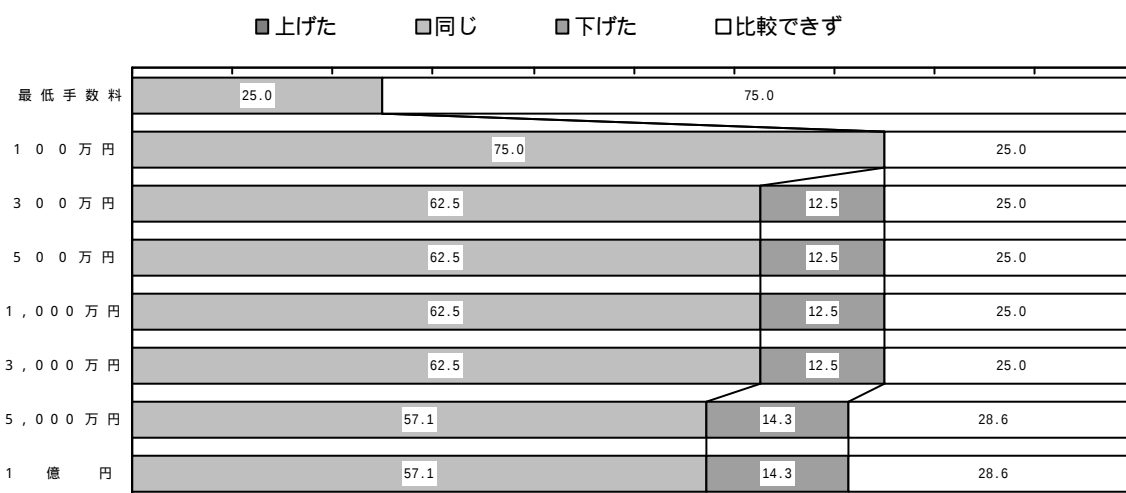


イ．指値注文の場合（該当数 = 8）

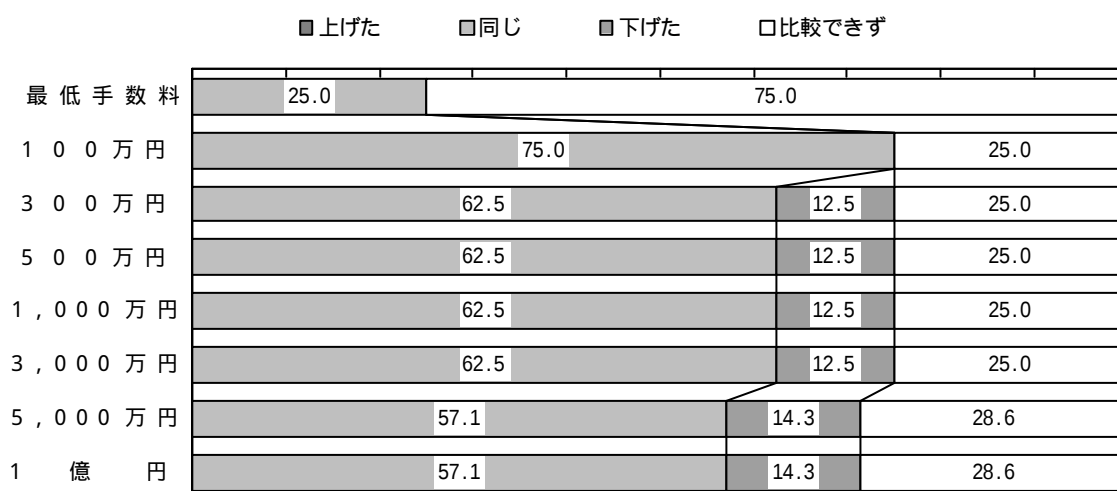


[証券会社によるオンライン取引（成行注文・指値注文により手数料が異なる場合）に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化（回答社数の比率）（％）]

ア．成行注文の場合（該当数 = 8）



イ．指値注文の場合（該当数 = 8）



(注) 「比較できず」は、新規参入や合併等により前回と比較できなかったもの。なお、回答社数は今回8社、前回11社。

(2) オンライン取引における手数料割引制度及び顧客サービスについて

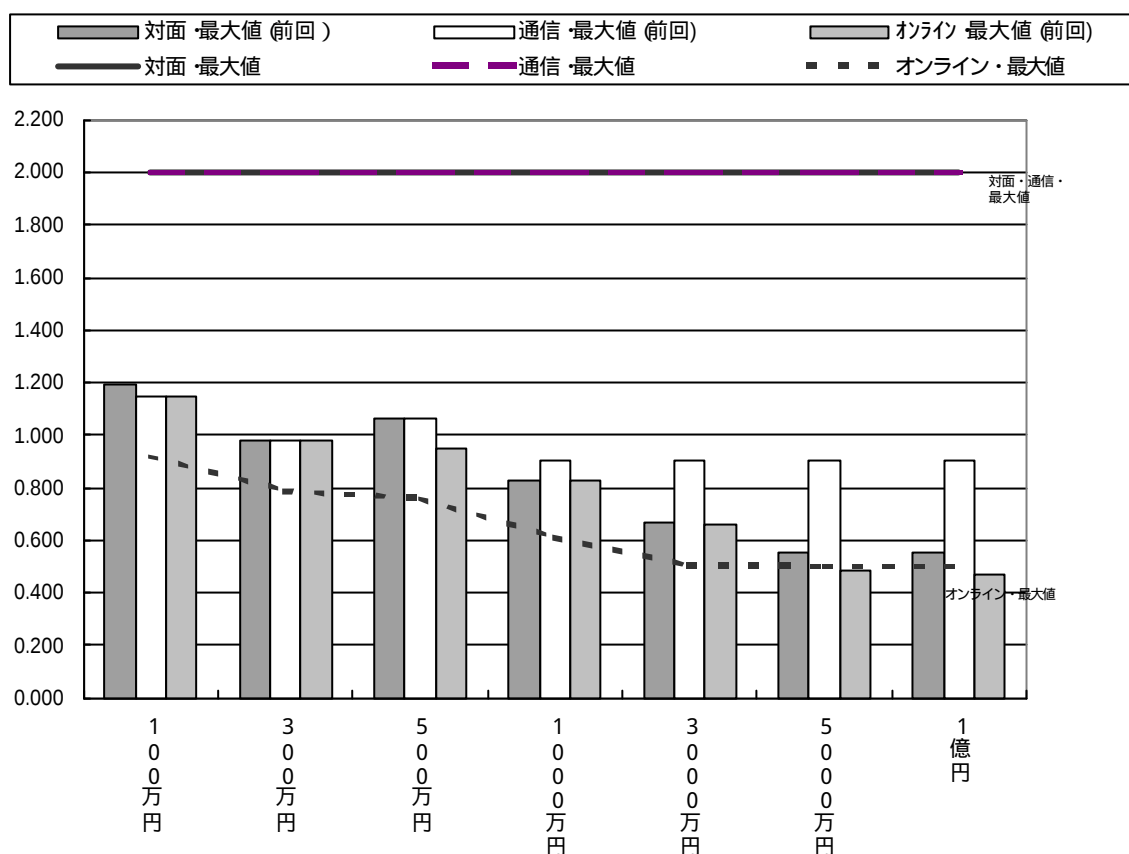
- ・ 証券会社がオンライン取引において行っている株式売買委託手数料の割引制度としては、取引回数や預り資産額による割引、系列のカード会社会員に対する割引、総合口座を利用することによる割引等がみられる。
- ・ また、オンライン取引に係る手数料をアップすることにより顧客に投資関連情報等を提供している証券会社もみられる。

4 . 対面取引、通信取引、オンライン取引の比較

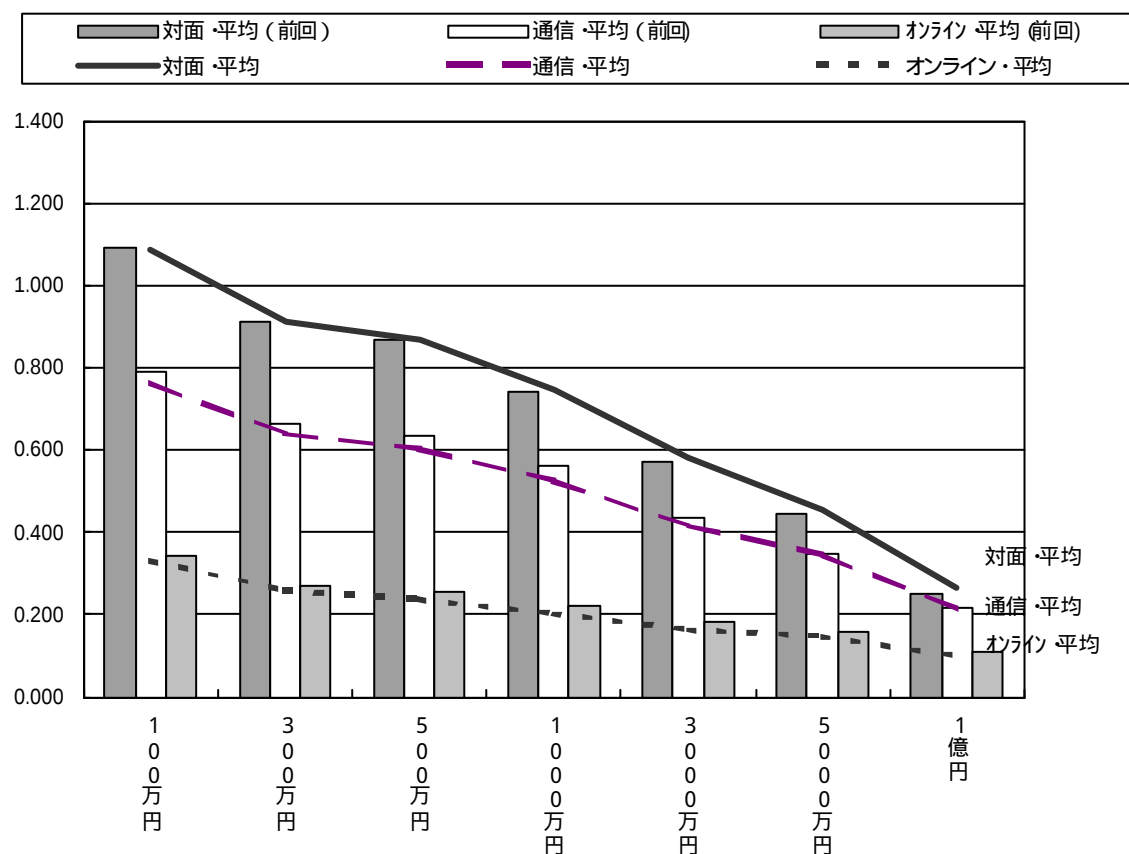
- ・ 対面取引、通信取引、オンライン取引^{*}のそれぞれにおける約定代金ごとの手数料率を比較すると、前回調査時と同様に、全体的には対面取引、通信取引、オンライン取引の順に低くなっている（平均で見ると、通信取引は対面取引の 70%～81%程度、オンライン取引は対面取引の 27%～38%程度となっている。）。
- ・ 各取引形態における手数料率（平均）を前回調査時と比較すると、対面取引については、約定代金 1 億円までは前回調査時とほぼ同水準であるが、約定代金が 3 億円を超えると 11%～19%程度前回調査時を上回っている。
- ・ 通信取引については、全体的に前回調査時よりやや下回っており、特に約定代金 1,000 万円近辺の場合において前回調査時からの低下率が高くなっている（約定代金 1,000 万円の場合においては約 6%低下しており、約定代金 100 万円の場合においては約 3%低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 2%低下している。）。
- ・ オンライン取引については、全体的に前回調査時よりやや下回っている。この傾向は、約定代金が大きくなるほど前回調査時より低下する傾向にある（約定代金 100 万円の場合においては約 3%低下しており、約定代金 1 億円の場合においては約 12%低下している。）。
- ・ また、自由化前の水準と比較すると、対面取引における手数料率（平均）は、全体的に自由化前の水準をやや下回っており、約定代金が高くなるほど自由化前の水準より低下する傾向にある。例えば、約定代金 100 万円の場合においては自由化前の水準の 95%程度であるが、約定代金 5,000 万円の場合においては自由化前の水準の 80%程度となっている。
- ・ 通信取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の 65%程度となっている。
- ・ オンライン取引における手数料率は、全体的に自由化前の水準の 30%以下となっている。

^{*} 発注形態の別（成行注文か指値注文か）にかかわらず同じ手数料(率)が設定されている場合及び発注形態の別によって異なる手数料(率)が設定されている場合の双方を合わせたデータについて、最大値、平均及び最小値を算出。

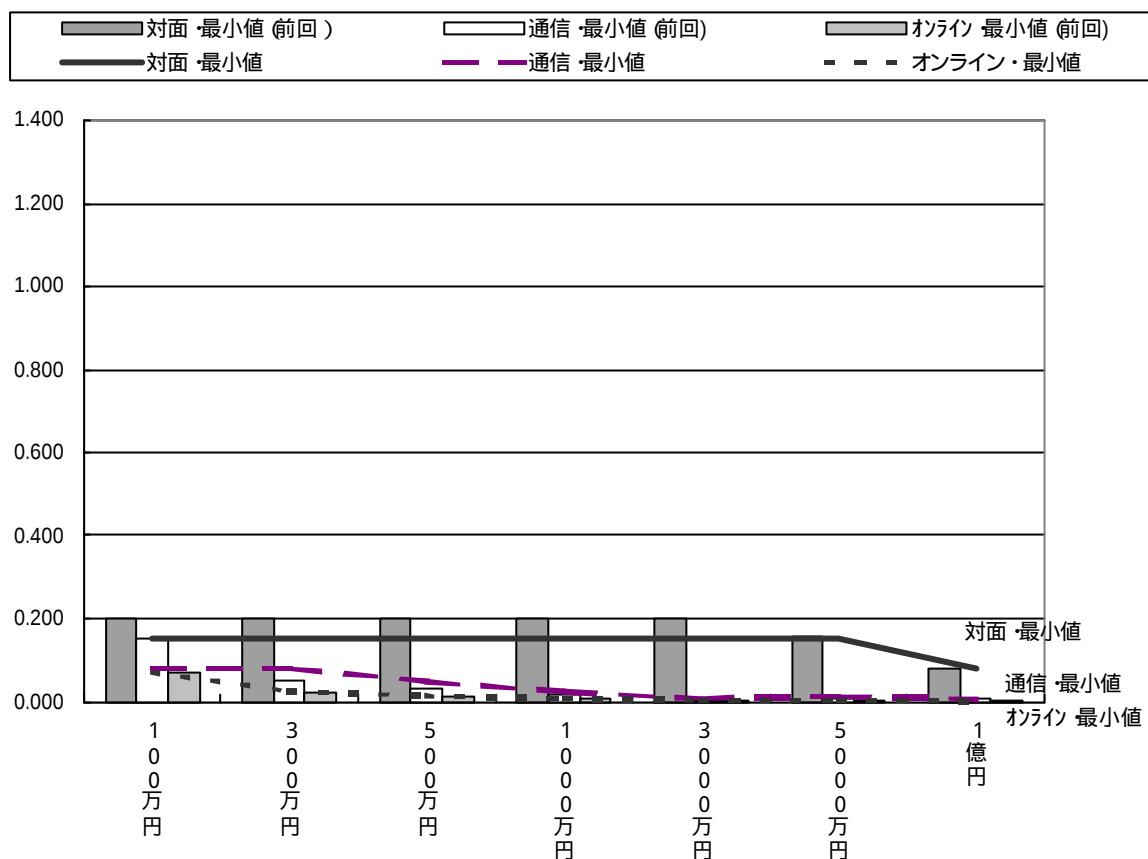
[対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率（％）（前回調査時の水準との比較）]
最大値



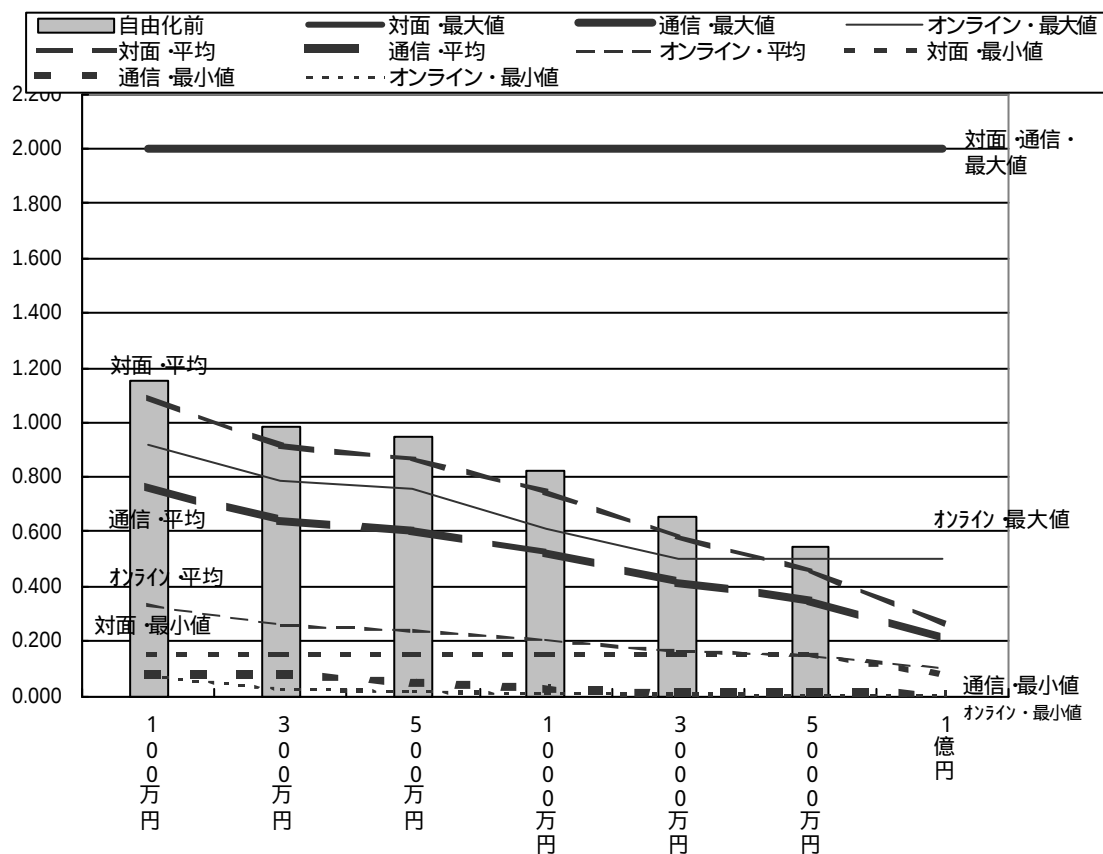
平 均



最小値



[対面取引、通信取引、オンライン取引における手数料率 (%) (自由化前の水準との比較)]



・機関投資家に対する調査

- ・ 調査対象の主要機関投資家 165 社に、証券会社との間での株式売買委託時の手数料について、取引頻度の多い順に 2 社分まで問うた結果、証券会社延べ 316 社分の手数料について回答を得た。

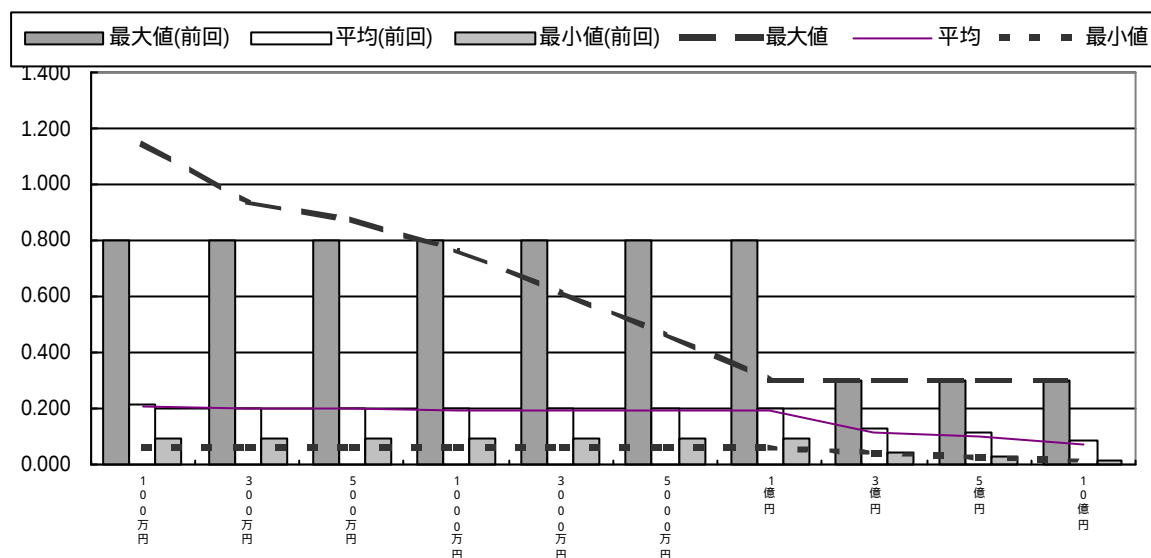
(1) 機関投資家に係る手数料(率)

- ・ 機関投資家に係る株式売買委託手数料率は、最大値は約定代金 300 万円を超えると 1 % を、約定代金 5,000 万円を超えると 0.5%を下回り、約定代金 1 億円を超えるとほぼ一定(0.3%程度)となる。平均及び最小値については、約定代金 100 万円～1 億円まではほぼ一定(平均は 0.2%程度、最小値は 0.06%程度)であり、約定代金が大きくなるほど低下する傾向にある。
- ・ 機関投資家に係る株式売買委託手数料率は、最大値は約定代金 100 万円～500 万円までは前回調査時を 10%～44%程度上回っているものの、約定代金 1,000 万円～1 億円までは前回調査時を下回っている。特に約定代金 3,000 万円～1 億円までは前回調査時より 23%～62%程度低下している。約定代金 3 億円を超えると前回調査時とほぼ同水準となっている。
- ・ 平均については、約定代金 100 万円～1 億円までは前回調査時とほぼ同水準となっている。約定代金 3 億円を超えると前回調査時の 86%～89%程度となっている。
- ・ 最小値については、約定代金 100 万円～1 億円までは前回調査時の 67%程度となっており、約定代金 3 億円を超えると前回調査時の 92%～93%程度となっている。
- ・ 前回調査時からの変化については、いずれの約定代金においても「上げた」社はなく、「同じ」が大半を占め、「下がった」が 6%～10%程度となっている。

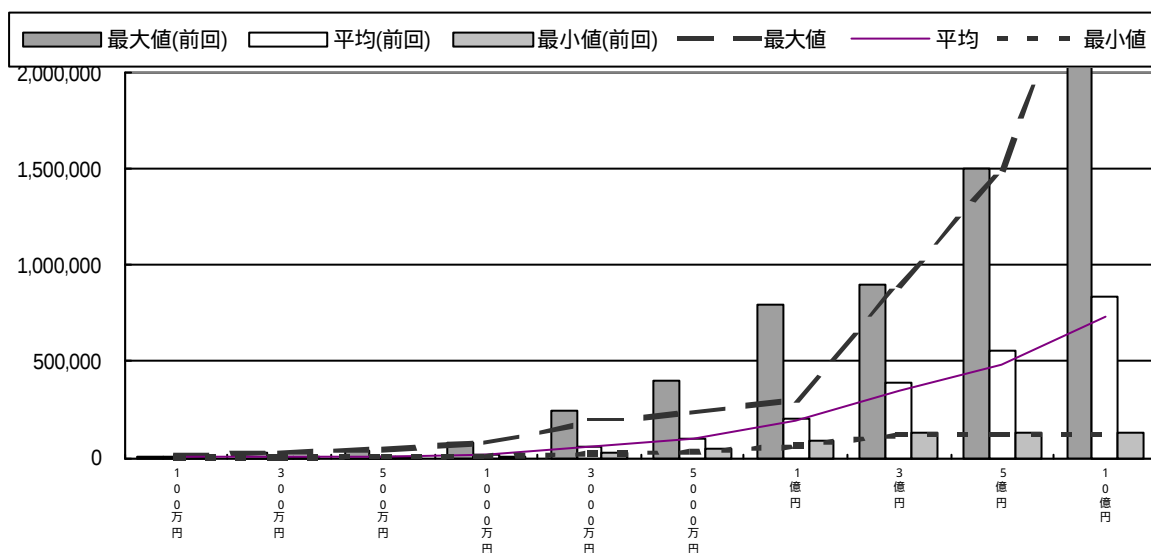
[機関投資家に係る株式売買委託手数料 (該当数 = 316)]

約定代金	対象数	率換算 (%)				額換算 (円)			
		平均	最大値	最小値	中央値	平均	最大値	最小値	中央値
最低手数料を設定している場合	77					2,474	5,000	1,250	2,500
100万円の場合	316	0.208	1.150	0.060	0.200	2,084	11,500	600	2,000
300万円の場合	316	0.196	0.937	0.060	0.200	5,883	28,100	1,800	6,000
500万円の場合	316	0.195	0.874	0.060	0.200	9,771	43,700	3,000	10,000
1,000万円の場合	316	0.195	0.767	0.060	0.200	19,491	76,700	6,000	20,000
3,000万円の場合	316	0.194	0.616	0.060	0.200	58,114	184,700	18,000	60,000
5,000万円の場合	316	0.193	0.465	0.060	0.200	96,410	232,700	30,000	100,000
1億円の場合	313	0.191	0.300	0.060	0.200	191,295	300,000	60,000	200,000
3億円の場合	310	0.116	0.300	0.040	0.083	349,175	900,000	120,172	250,000
5億円の場合	309	0.096	0.300	0.024	0.050	479,702	1,500,000	120,172	250,000
10億円の場合	309	0.073	0.300	0.012	0.025	728,754	3,000,000	120,172	250,000

[機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料率（％）（該当数＝316）]

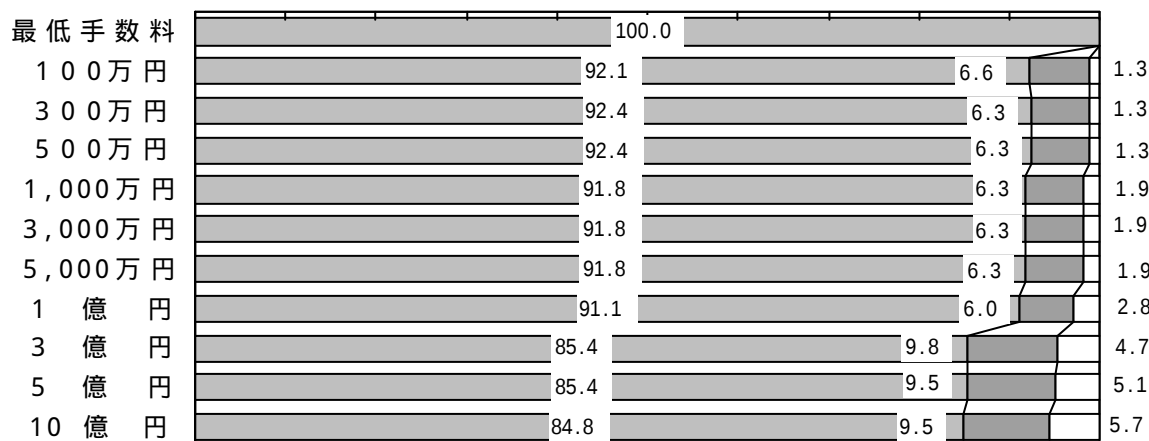


[機関投資家に係る約定代金ごとの株式売買委託手数料額（円）（該当数＝316）]



[機関投資家に係る株式売買委託手数料の昨年からの変化(回答数の比率)（％）（該当数＝316）]

■上がった □同じ ■下がった □比較できず



(2) 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについて

- ・ 機関投資家が株式売買委託取引に関して証券会社から受けているサービスについては、「FAX、Eメール等による情報提供」が最も多く、以下、「各種セミナー・講演会等への案内」、「スモールミーティングや勉強会による情報提供」の順となっている。

[機関投資家が証券会社から受けているサービス(複数回答による回答数の比率)(%) (該当数=316)]

